

令和5年度第3回 遠野市上下水道事業審議会 会議録（概要）

- 日 時 令和5年11月27日（月） 午後1時30分から午後3時35分まで
- 場 所 遠野浄化センター 会議室
- 出席者

(1) 委員（9名）

会 長 菊池 明敏	副会長 立花 恒	委 員 新田 玲子
委 員 山蔭 和子	委 員 松田 克之	委 員 菊池 宏
委 員 千葉 孝造	委 員 菊池 正	委 員 伊賀 浩人

(2) 遠野市下水道事業（7名）

市 長 多田 一彦			
環境整備部長	村上 明洋	上下水道課長	石田 史樹
課長補佐兼下水道係長	細川 勝利	経営係長	福田 比呂子
経営係主査	菊池 一茂	経営係主任	鈴木 亮

- 会議の概要

【開会 午後1時30分】

1 開会

2 市長あいさつ

本日は、前回の審議で結論が持ち越しとなっていた、今後の下水道事業の安定的な経営のために必要となる「下水道使用料の水準」と、その水準による使用料収入を確保するための「使用料体系」について審議をお願いする。

委員の皆様の忌憚のない御意見をお願いしたい。

3 審議会会長あいさつ

今回は、「適切な下水道使用料水準と使用料体系」についての結論を出すこととなる。下水道事業の経営改善に向けて、真摯な議論をお願いしたい。

4 審議

(1) 適切な下水道使用料水準及び使用料水準について

【事務局からの説明の概要】

○前回の審議内容（資料1ページ）

- ・前回の審議会では、下水道事業が今後収支均衡を維持していくために最低限必要となる下水道使用料の水準（使用水量20立方メートル当たり）を、現行の税込み2,612円からどこまで引き上げるべきかについて審議し、概ね5年間の収支均衡を見込む案③（税込み3,520円）と、概ね10年間の収支均衡を見込む案

⑤（税込み3,740円）の2つの案まで絞り込んだ。

- ・ただし、収支均衡を維持するためには、これまでと同様に、一般会計からの繰入れを受け続けなければならない、ということが前提となる。

○使用料体系（案）について（資料3ページ）

- ・水準案③、案⑤それぞれに係る使用料体系案を4通り作成した。
- ・A案（少量使用配慮型）は、単身世帯や高齢者世帯に配慮し、基本使用料の改定率を極力抑えた。
- ・B案（標準型①）は、前回の審議会で示した案。現行の使用料体系を維持しつつ、基本使用料と従量使用料の改定率をほぼ均等とした。
- ・C案（標準型②）は、B案を基本として、使用水量が多い事業者に配慮し、基本使用料の改定率を若干上げ、従量使用料の改定率を若干抑えた。
- ・D案（大口使用配慮型）は、使用水量が特に多い事業者に極力配慮した。
- ・なお、遠野市では、使用水量が20立方メートル以下の使用者が全体の75パーセント以上を占めている。

○使用料水準案③に係る使用料体系案・使用料比較表（別紙資料1-1）

- ・上段の表は、5年の収支均衡を目指す水準案③（税込み3,520円）を確保するために必要な使用料体系4案の比較表。下段の表は、4案の使用料体系について、使用料が現行と比較してどれぐらい上がるかを比較したもの。

○使用料水準案⑤に係る使用料体系案・使用料比較表（別紙資料1-2）

- ・上段の表は、10年の収支均衡を目指す水準案⑤（税込み3,740円）を確保するために必要な使用料体系4案の比較表。下段の表は、4案の使用料体系について、使用料が現行と比較してどれぐらい上がるかを比較したもの。

○県内市町村の下水道使用料と使用料体系案との比較（別紙資料2）

- ・水準案③（税込み3,520円）と水準案⑤（税込み3,740円）で、それぞれB案（標準型①）とC案（標準型②）の使用料体系をとった場合の使用料の額と、県内市町村の下水道使用料とを比較したもの。
- ・左の表は使用水量10立方メートルの場合の使用料、右の表は使用水量20立方メートルの場合の使用料。
- ・現在の遠野市の下水道使用料は、使用水量10立方メートルで税込み1,442円（県内で6番目に低い。）、使用水量20立方メートルで税込み2,612円（県内で3番目に低い。）。

○今回審議いただく事項（資料5ページ）

- ・今後の下水道事業の経営の収支均衡のために最低限必要な「使用料の水準」は、案③（税込み3,520円）と案⑤（税込み3,740円）のどちらが望ましいと考えるか、また、その使用料水準を確保するための「使用料体系」は、A～Dの4

つの案のうち、どれが望ましいと考えるかについて審議いただき、審議会としての結論を出していただきたい。

【説明資料に関する質疑応答等】

- 会 長： 他市町村の使用料との比較でも分かるとおり、遠野市は、今まで使用料の値上げをしてこなかったことが、明らかにツケとして出ている。遠野市の下水道事業は非常に厳しい経営状態。とにかく今、手を打たなければなんともならないということを踏まえて審議いただき、結論をまとめていきたい。
- 委 員： 別紙資料1-1と1-2の、上段の使用料体系の表と下段の使用料比較表では、同じ使用水量でも使用料の額が異なっているのはなぜか。
- 事務局： 上段の使用料体系の表は、上が税抜き、下の括弧内が税込みで記載しているが、下段の使用料比較表では、使用料の額は税込みで記載している。
上段の表も下段の表も、税込みの使用料は同じ額となる。
- 委 員： 下水道の供用区域は限られているため、使用者の側も様々な質問や意見が出てくるのではないかとと思われるので、使用者への説明の機会は設けるべき。
- 事務局： 使用者への説明会は開催する。
- 委 員： 農業集落排水施設使用料も、下水道使用料と同じ体系で改定されるということでもいいか。
- 事務局： 委員のお考えのとおり、同じ体系で改定を行う。
- 委 員： 現在、使用水量が特に大きい事業者が支払っている使用料の額は、全体の使用料のどれぐらいの割合になるのか。
- 事務局： 使用料の額に占める割合については押さえていないが、A 3の資料1-1と1-2の下段の表、使用料比較表の「使用者構成比」が、全体の使用者の数を1月当たりの使用水量ごとに分類した割合になる。
使用水量が月0～10立方メートルの使用者が、使用者全体の約45パーセントを占めている。また、大きい病院や介護福祉施設など、月1,000立方メートル以上の使用者の数は、使用者全体の0.2パーセントに当たる。
- 会 長： 4人家族であれば、概ね月20立方メートルが一般的な使用水量と思われる。もちろん個々の御家庭の事情や、住宅の大きさにもよる。
節水機器の普及によって、1人当たりの使用水量は、全国でも減少傾向にある。以前の水洗トイレは1回水を流せば20リットル使用したが、現在は4リットルを切るものもあり、昔の5分の1しか水を使っていないことになる。これまでの20年間は、人口減少だけでなく、節水機器の普及によって使用水量がどんどん減少してきた。今後も、使用水量は加速度的に減少していくと考えられる。

【その他の質疑なし】

【審議の概要】

①今後の下水道事業の経営の収支均衡のために最低限必要な「使用料の水準」は、案③（税込み3,520円）と案⑤（税込み3,740円）のどちらが望ましいと考えるか

②その使用料水準を確保するための「使用料体系」は、A案（少量使用配慮型）、B案（標準型①）、C案（標準型②）、D案（大口使用配慮型）の4つの案のうち、どれが望ましいと考えるか

の2点について、各委員から発言をいただいた。

委員： 前は、使用料水準の案③（税込み3,520円）でまず5年間やってみて、その後は動向を見てから検討したほうがいいのではないかと考えていたが、やはり10年先までを見据えて、水準案⑤（税込み3,740円）としたほうがいいと考え直した。また、使用料体系は、大口使用にもある程度配慮したC案（標準型②）が妥当ではないかと考える。

今後も人口減少や空き家の増加が加速度的に進むことが懸念されるため、今回の使用料改定は、今後の人口減少なども加味した内容だという説明であれば、使用者の理解も得られるのではないかと懸念している。

委員： 最近の物価上昇で生活費にも大きな影響が出ているため、今はタイミングが悪すぎるのではないかと懸念している。便乗値上げと思われるのではないかと懸念していたが、やはり10年先までを見据えるべきだと考えを改めた。

使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系はC案（標準型②）とするのがいいのではないかと懸念している。

委員： 使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系は使用水量が特に多い個人の方がいないのであれば、使用料体系はC案（標準型②）が望ましいと思う。

委員： 使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系は少量使用者に配慮したA案（少量使用配慮型）が望ましいと思う。

委員： 使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系はC案（標準型②）とすべきだと思うが、少量使用者への配慮という点で、例えば、現在の基本使用料に含まれる、10立方メートルまでの基本水量を見直してはどうか。使用水量が少ない方に対して、より実情に合った配慮ができるのではないかと懸念している。

会長： 委員のおっしゃるとおり、現在は下水道使用料の見直しの際に基本水量の見直しや廃止について検討する機会が多いが、遠野市は、今までの使用料が

とにかく安すぎたということが最大の問題である。

今回は、まず使用料の水準を引き上げることが先決であり、基本水量の見直しについては、次回の改定の際に検討すべきではないかと思われる。

委員： 2段階の改定では、かえって反発が出るのでは。この際、使用料体系もすべて見直した形で提案するべきではないか。

会長： 遠野市は、もともとの基本使用料が低すぎるため、今の段階で基本水量の見直しをしても、使用水量が6立方メートルから15立方メートルぐらいの使用者の負担が急激に増加し、逆に配慮に欠ける形になってしまうおそれもある。

委員： 10年間の収支を確保することが大前提だと思うので、少量使用者の分を安くすると当然影響が出るのは理解するが、少量使用者に配慮するというのであれば、基本水量をなくす方法も検討したほうがいいのではないかと考えた。

会長： 現在は、できる限り基本水量をなくしていこうという全国的な流れになっているので、当然検討しなければならないが、今回の遠野市の使用料改定では、そもそもの使用料のベースアップを図らなければならない、ということが大前提となる。

他の自治体では、使用料を改定した後に、途中で基本水量制を見直して、使用料体系は変えるが、使用料の額自体は変えないようにするという方法をとっているところもある。そういった形で基本水量制を見直していくことは、当然、今後検討していくべき。

委員： 水準案は③（税込み3,520円）とすべきだと考えていたが、やはり5年スパンは短かすぎるので、10年スパンで考えるべきだと思い直した。

迷うところだが、使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系はC案（標準型②）とすべきだと思う。

委員： 使用料水準は案⑤（税込み3,740円）として、使用料体系は使用水量が特に多い事業者に配慮したC案（標準型②）としたほうがいいと思う。

委員： 前は、水準案③（税込み3,520円）に抑えるべきだと考えていたが、やはり長期的な見通しで考えることが必要だと思うので、使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系はC案（標準型②）とするのが一番いい方法ではないか。

会長： なお、使用料改定はある程度先を見越して行うものだが、今回10年間の収支を考慮して改定したとしても、今後10年間何もしなくてもいい、というわけにはいかない。

社会情勢は常に変化していくため、今は10年先を見込んだとしても、5年

後に何が起きているかは誰にも分からない。5年ごとに必ず使用料の見直しをしなければならない、ということを答申案に明記すべき。

【審議結果】

会 長： 委員全員から御発言いただいた。とにかく、まずは今の下水道事業の経営状況をなんとか改善していかなければならないということは、全員が共通認識として持っていることと思う。

委員の意見は、使用料水準については全員が案⑤（税込み3,740円）、使用料体系についてはC案（標準型②）が大半を占めた。

ついでに、使用料水準は案⑤（税込み3,740円）、使用料体系はC案（標準型②）を、当審議会の審議の結論としてよろしいか。

【異議なし】

会 長： では、**審議の結果、使用料水準については使用水量20立方メートル当たり税込み2,612円から税込み3,740円への引上げ、使用料体系についてはC案（標準型②）が望ましい、という内容で、当審議会としての結論とする。**

下水道は、生きていくためには絶対に必要なもの。使用者の方々に対しては、生きていくために絶対に必要なものには応分の負担が必要だということを、丁寧に説明願いたい。

【審議結果を踏まえて答申案を作成、配付】

(2) 答申案の作成について

事務局において答申案を読み上げたのち、委員から意見等をいただいた。

委 員： 「約27年間にわたって使用料を据え置いている」とあるが、遠野市では本当にこれまで下水道使用料の見直しはしていないのか。

事務局： 消費税率の改定には対応してきたが、供用開始から現在まで、基本使用料をはじめとした全面的な見直しは行ったことはない。

会 長： 答申案の修正に係るスケジュールについてはどのように考えているか。

事務局： いただいた御意見をもとに修正案を作成し、今回の審議会の会議録の原案と併せて委員に送付する。修正案について、再度加筆訂正等の意見がある場合は、事務局に連絡いただきたいと思いますと考えている。

会 長： 今回、使用料を改定したからこれで終わり、ではない。まだ、本来使用料

収入で賄わなければならない汚水処理費のうち、維持管理費の不足分だけを使用料収入で賄っていくことを目標とする、という内容に過ぎない。

遠野市の下水道事業の経営改善は、今回、初めて使用料改定をすることで、やっとスタートラインに立ったに過ぎない。

委員： 附帯意見に、もう少し踏み込んだ表現が必要ではないか。集合処理方式から個別処理方式（合併処理浄化槽）への転換について言及してもいいのでは。

事務局： 現在、経営戦略の改定作業を並行して行っている。審議会の答申内容を踏まえた内容とし、将来的な取組についても盛り込みたい。

会長： 今後の処理施設の更新費用の試算については、経営戦略に盛り込む必要がある。今後、どれだけ処理施設や管路の更新をしないで済ませるか、いかに更新の経費の山を抑えるかが重要となる。

委員： 「事業の運営に必要な経費を使用料収入で賄うことができていない」とあるので、「収支均衡の維持」という表現は適切ではないのでは。

事務局： 「収支均衡の維持」については、現行のとおり一般会計からの繰入れを受け続けることが前提ではあるが、その繰入額を削減していくとともに、その削減分を使用料収入の増で賄うことで収支のバランスを維持していく、という意味で記載している。

会長： 「今のまま、一般会計から繰入れを受けるだけで収支均衡になればいい」と思われぬような表現にする必要がある。極力、維持管理費は使用料収入で賄っていくことを目標とする、というニュアンスが必要だと思われる。

考えていることは、委員の方々も事務局も同じだと思う。

では、これらの意見を踏まえて事務局で修正案を作成の上、委員に送付することとし、修正案について再度修正や意見がある場合は事務局に連絡する、ということで、本日の審議はここまでとしてよろしいか。

【異議なし】

5 その他

第4回審議会は、令和6年1月23日（火）の午後1時30分から、遠野市役所本庁舎3階 大会議室で行う予定としている。

6 閉会

【閉会 午後3時35分】